

『木構造』現場技術者育成・認定制度

宮城県CLT等普及推進協議会

≪目的≫

県内ではCLTのJAS認定工場が誕生し、同時に当協議会による建築士等設計技術者の育成事業が進展するなど、CLT建物の設計需要に対応する体制が整いつつある。一方、建築需要に関しては、県内建設業事業者の施工経験は少なく、今後進む非住宅建築物の木造化への対応の遅れや技術者の不足が懸念されている。そこで、県内のCLT等木構造の現場経験者を宮城県CLT等普及推進協議会が各種技術者として認定し、木構造の施工・監督が可能な人材の育成・確保を図ることを目的とする。

技術者育成・認定の体系

技能者の名称	木構造設計士 (Woodアーキテクト)	木構造現場管理士 (Woodリーダー)	木構造現場監理士 (Woodマネージャー)
認定の要件	<ul style="list-style-type: none"> 以下①又は②及び③の要件を満たす者 ①CLTを主要部材として使用した建築物の設計経験があること ②協議会主催のCLT勉強会等を受講していること ③直近3年以内に、複数の木構造（軸組、枠組壁、大断面集成材、トラス等）建築の設計経験があること ④『意匠』『構造』の分野毎に認定 	<ul style="list-style-type: none"> 以下①又は②及び③の要件を満たす者 ①CLTを建築部材として使用した建築現場の現場代理人を経験した者 ②協議会主催のCLT建築実務者現場研修等を受講していること ③直近3年以内に、複数の木構造（軸組、枠組壁、大断面集成材、トラス等）現場の現場代理人を経験した者 	<ul style="list-style-type: none"> 以下①又は②及び③の要件を満たす者 ①CLT建築部材として使用した建築現場の監理を経験した建築士 ②協議会主催のCLTCLT建築実務者現場研修等を受講していること ③直近3年以内に、複数の木構造（軸組、枠組壁、大断面集成材、トラス等）現場の監理を経験した建築士

認定技能者共通

・認定書の交付 ・協議会ホームページの技術者名簿に掲載し、需要者にPR

技術者を雇用する協議会員

・宮城県CLT等普及推進協議会に寄せられる建築需要情報を優先的に提供

・公共事業入札制度の評価項目へ追加（※今後検討していく事項）

公共施設需要者（国、県、市町村等）

・木構造の施工が可能な県内企業、技術者の情報入手が容易になる

・これまで県外企業（大手）が受注していた木造公共施設の『設計』『施工』が地元企業で実施され、地域経済への波及効果も期待できる

一般需要者

・設計、施工者（企業・個人）情報の入手が容易になる

・県内事業者がCLT等木構造の建物の『設計』『施工』を依頼しやすくなる

認定を受けるメリット

認定を受ける手順

【認定申請】
様式1又は様式2（様式5）及び様式3（履歴書）等の証明書類を添えて協議会へ申請

【内容審査】
協議会（運営委員会）で経験等の内容を書類で審査

【認定】
認定決定後「認定書」を交付

【名簿への登録】
認定技術者名簿へ掲載し需要者向けPR（ホームページ等）

【認定更新】
協議会が開催する技術研修等への参加で更新手続き

【認定後の支援策】
・協議会が各種研修会を開催し、最新の技術や情報を提供
協議会員企業が県内の木造建築現場の施工・監理等で相互に連携し、より多くの技術者が新たな施工経験を獲得、協議会員に知見の共有を図り、全体の技術力が向上

【認定欠格要件】
・3年以上協議会主催の研修会等に参加しない場合等、欠格要件を定め、名簿からの削除、認定取り消し等の措置を検討